

議 事 日 程 （第2号）

平成27年3月4日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第3 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末
手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第30号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第31号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第32号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第33号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第8 議案第34号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第9 議案第35号 平成27年度東白川村一般会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成27年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第39号 平成27年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第40号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第15 議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	総務課長	安江宏
会計管理者	安江誠	村民課長	小池毅
産業建設課長	樋口章久	教育課長	伊藤保夫

国保診療所
事務局 長 安江良浩

監査委員 安江正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記 今井修輔

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎議案第28号から議案第41号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第2、議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件を、3月3日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和40年東白川村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の142.5」を「100分の150」に、「100分の170」とあるのは「100分の177.5」に改める。

新旧対照表の61ページをごらんいただきたいと思います。

関係第5条につきましては、議員さんの期末手当に関する条項でございます。議員さんの期末手当につきましては、6月1日及び12月1日を基準日として在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給するという事で、第2項に期末手当の額について定めがございます。それぞれ前項の基準日現在に在職する議員について、6月に支給する場合においては、現行「100分の142.5」とあるのを「100分の150」に、12月に支給する分については、「100分の170」とあるのを「100分の177.5」に改めるものでございます。なお、支給方法については、東白川村職員の給与に

関する条例の規定により、期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とするということでございます。したがって、平成17年度から実施してまいりました一定の割合を乗じて減額する特例条例は今回とっておらず、本則の改正を行うものでございます。

改正条文のほうへお戻りをいただきまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第29号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成27年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年東白川村条例第35号）及び東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成9年東白川村条例第38号）の第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の187.625」と「100分の205」とあるのは「100分の201.875」とする。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

63ページでございます。

第5条第1項で、期末手当は、村長及び教育長については、6月1日及び12月1日に在勤する職員に支給するというふうになっておりまして、第2項で、6月の支給割合を100分の190と定めておるのを特例により187.625に、12月につきましては、205とあるのは100分の201.875を乗じて得た額とするということで、5%をカットするものでございます。

改正文へ戻りまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第30号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

議案第30号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例（昭和37年東白川村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「5級」を「6級」に改める。第16条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に「4万5,000円」を「7万円」に改める。第23条の2第1項中「年末年始の休日」の次に、「等（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改め、同項の次に次の1項を加え第3項とし、第3項を1項繰り下げ第4項とする。同項中、「前2項」を「前3項」に改めるということで、新旧対照表の別冊、本日、机の上にお配りしております対照表差しかえ分をごらんいただきたいと思います。

65ページになります。

今回改正させていただく部分は、条文の末尾にございます第3条中別表第1及び別表第2を次のように改めるとしております。これにつきましては、給料表でございます。給料表のうち今回、1

の行政職給料表（別表第一）、それから2の医療職給料表（別表第一）のうち、ロの医療職の給料表（二）、ハの医療職の給料表（三）を改正するものでございます。

これにつきましては、新旧対照表の75ページから行政職の別紙第一表となります。75ページをごらんいただきますと、一般行政職の給料表で、下側が改正前で現行になりますが、一般職の給料につきましては第1級から第6級までとなっております。これを今回、第1級から第7級までに改正をしようとするものでございます。

1級の改正額につきましては、第1号から93号までございますが、変更はございません。これは人事院勧告によって示された金額ということでございます。2級につきましては、第1号から12号までが同額で、13号以降、一番最後の125号までございますが、13号については200円の減額、125号については6,100円を減ずる表となります。3級につきましては1号から113号までございまして、1号で700円の減額、113号については7,000円の減額となります。4級につきましては1号から93号までございまして、1号で5,200円、93号で9,600円の減額となります。5級につきましては、1号で5,700円、85号が現行の最高号給になりますが1万1,900円の減、これを号給の幅を多く持たせまして、改正案で93号まで8号を加え、その減額の差を9,900円とするものでございます。6級につきましては、1号で月額6,300円、77号で1万6,700円の減額となりますが、ここも8号を加え、85号までとし、1万4,700円の差額とするものでございます。

なお、7級の新設については1号から61号までございまして、今回、坂祝町を除く6町村がこの改正を今回の3月議会に提案する予定でございます。なお、御嵩町については26年の4月1日から既に7級となっておりますのでございます。

次に、医療職の別表第二につきましては、82ページから88ページとなっております。ここは1級から4級まででございます。

1級の1号から85号までは現行と変わりがございません。2級につきましては、1号から20号まで同額で、21号から月額200円の差が、それから一番高い105号給ですと月額6,000円の減額となります。3級につきましては1号から4号までが同額で、5号から200円の減額、最高号給の113号では6,600円の減額となります。それから、4級につきましては、1号で1,700円、最高号給の105号で7,000円の減額となります。

次に、ハの医療職の（三）の表は、89ページから90-9ページまでというふうになっております。こちらは1級から4級までございまして、1級につきましては1号から169号までございます。うち1号から44号までは同額で、45号から月額200円の差、最高号給の169号で6,200円の差となります。2級につきましては、1号から28号までが同額で、29号から200円の差が出まして、最高の153号で9,700円の差となります。なお、現行は145までとなっておりますので、号給の号数が8号減っております。3級につきましては1号から125号までで、1号から4号までが同額で、5号から200円の差、最高号給の125で7,300円の差となります。4級につきましては1号から113号までございまして、1号で1,800円、113号で7,500円の差となります。

この差につきましては、人事院勧告によりまして給与の抑制を行うもので、若年層については配

慮をして同額の改定を、号給の高いほう、6級、7級となっていくほうについては、その減額の幅が大きくなっておるといこととでございます。

なお、医療職の最後に説明しました(三)につきましては看護師さん等に適用されるもの、それから医療職の(二)につきましては診療所等に勤務する薬剤師、臨床検査技師等に適用するもの、行政職については一般行政職員に適用するもので、医療職のイ、医師については今回改定がございません。12月の改定では医療職もあったわけですが、今回はそのようになっております。

65ページのほうへお戻りをいただいて、今の昇給第8条につきましては、職員の昇給は、東白川村の規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。第2項のほうで、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が現行5級とあるのは、課長職以上になりますが、これを6級に改める。ここについては、昇給の幅を、一般職は4号給ですが、3号給にするというもので、適用の号給の見直しになります。

次に、16条の2につきましては単身赴任手当になります。

単身赴任手当につきましては、67ページの一番初めの行になりますが、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給すると。第2項のほうでその金額を定めておりますが、今回「2万3,000円」を「3万円」に、それから「4万5,000円」を超えない範囲を「7万円」を超えない範囲に改正するものですが、これにつきましては、通勤手当の改正に伴う交通の距離を勘案するために、今回27年4月1日から適用するように改正をするものでございます。

次に、管理職員の特別勤務手当の条項になります。

23条の2で、最後2行目のところの勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日または、68ページに参りまして、祝日法による休日等もしくは年末年始の休日、ここから文言の改正で、等(週休日等)に勤務しに改め、次に第2項を加えるものでございます。

第2項につきましては、前項に定める場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給するというもので、新しく加わるものでございます。現行第2項において1回につき、8,000円を超えない金額というふうに定めておりますのを、今回3項で1万2,000円を超えない範囲内において村の規則で定める額とし、通常8,000円に深夜勤務ですと100分の150を加えますので、それを乗じて得た額とすると。2号で、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲において、ごらんの規則で定める額とするものでございます。3項、前2項に定めるものを、今回前3項に定めるものに改正し、管理職員の特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、村の規則で定めるものとするものとします。

次に、23条の7で勤勉手当になります。70ページのほうをごらんいただきたいと思います。

勤勉手当の支給割合についてですが、70ページ、第1号の中間ほどにございますが、受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、現在「100分の82.5」とあるのを「100分の75」に、それから今の特定管理職にあつては、「100分の102.5」とあるのを「100分の95」を乗じて得た額に改正すると。

第2号において、再任用の職員については、「100分の37.5」とあるのを「100分の35」に、「100分の47.5」とあるのは「100分の45」と改めるものでございます。ここは、一般職員の勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

次が附則になります。

まず、先ほどの給料表の3号の関係になりますが、第2条で、平成27年4月1日前に職の級を異にして異動した職員及び村長が定めるこれに準ずる職員の切りかえ日における号給については、切りかえ日は今回適用は4月1日としますが、その者が切りかえ日によって職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるという条項を加えさせていただき、第3条で、切りかえ日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額、一番最後の2号の手前になりますが括弧の下、を給料として支給するというので、給料表の改定によって減額となるものについては、現給保障ということで、今の差額の方を給料として支給するというふうに改めるもので、30年の3月分までの給料をその対象とするものでございます。

その後、職務の級が同項表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者ということですが、特定職員になりますが、この者が今の55歳に達した日後における最初の4月1日後の特定職員となった者については100分の98.5を乗じて得た額ということで、現在6級の課長以上になるわけですが、今回7級を対象にして、30年の3月31日までの経過措置の間、給料表にある月額に0.985を乗じて得た額を支給するというふうにするものでございます。

次に、第2号で切りかえ日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員、それから第3号で切りかえ日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員に村の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給するというので、必要な調整を行いながら、30年の3月31日まで対応していくというものでございます。

次に、第4条につきましては、条例の第16条の2の第2項に規定する単身赴任手当に書いてあります3万円とあるのは、この30年の3月31日までの間は3万円を超えない範囲でということで規則に定める額とさせていただくものでございます。

5条からは、寒冷地手当になります。寒冷地手当につきましては、第1条で、この条例を公布の日から施行する。ただし、寒冷地手当の支給については平成27年11月1日から適用するというので、寒冷地手当につきましては、11月から翌年の3月までの5カ月間を現行支給しております。これにつきましては、30年度に廃止になるということで、それまでの間、27、28、29は今の経過措置で、年度ごとに減額しながら支給するというふうになるものでございます。

5条の第1項は、一番最後のところで、みなして、寒冷地手当法第2条第1項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいうということで、次に基準日で、（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）においては、引き続き旧寒冷地等在職職員であった者に対して、

みなし寒冷地手当の額の寒冷地手当を支給するというので、27年の11月1日から支給する額については現在と同じ額を、それから第3項で、その属する月が28年の11月1日から30年の3月までのものについては、次の表に掲げる28年の11月から平成29年の3月までは6,000円を、29年の11月から30年の3月までは1万2,000円をそれぞれ減じた額を支給するというので、28年度については3段階あります。1万7,800円を現在受けている者については6,000円を減じて1万1,800円を、1万200円を受けている者については6,000円を減じまして4,200円を、7,360円を受けている者については1,360円が月額を支給額となります。29年度については1万200円を減じて、1万7,800円を支給されている者は5,800円に、1万200円を受けている者はゼロになるということで、経過措置を定めるものでございます。4項で支給対象職員であった者に準用するというので、この条例の番号を入れて読みかえるものとする。

第6条で、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村の規則で定めるということで、村の規則で定めて対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤君。

○教育課長（伊藤保夫君）

議案第31号を説明させていただきます。

議案第31号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条の別表を次のように改めるということで、めくっていただきますと、改正の別表の基準表がございますが、基準表のほうは後ほど説明させていただいて、もう1ページめくっていただきまして、第7条を第8条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。（保育料の免除）第5条、村長は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するため、3歳以上児の保育料を免除することができる。

それでは、新旧対照表の91ページのほうを見ていただきたいと思います。

現在、保育料のところでは、保育料の減免規定というのがございまして、その減免規定は、災害等その他の理由により保育料を納付することが困難になったと認められる場合に、その保育料を減免することができるという規定がございますが、今回3歳以上の保育料の無料化に伴いまして、新たに保育料の免除規定ということで、第5条を追加させていただくということでございます。第5条で、村長は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するために、3歳以上児の保育料を免除することができるという規定の追加でございます。

それから、次のページから徴収基準額表の変更になります。

92ページのところですけれども、今までは、別表の4から7階層においては、所得税法の規定によりまして所得税の額により徴収をしておいたものを、今回は、地方税法の規定によって計算され

た市町村民税の額を徴収するということになりまして、94ページのところが現行の額になるものでございます。現行のところは、第4階層以降が前年度分の所得税の額によってそれぞれ金額によって保育料を定めておるものでございます。それを、改正の96ページ以降が市町村民税の額によって定めるということで、そういう改正になっております。

あと、保育料の月額ですけれども、現行は3歳未満児、3歳以上児と区分が2つになっておりますが、改正では、保育料の2号認定、これは満3歳以上です、3号認定は満3歳未満ということで、その2号認定でも保育の標準時間・保育短時間、3号認定も保育標準時間・保育短時間という区分に分けて保育料のほうを設定させていただいております。

あと、別表3のほうでは、これはひとり親世帯、また障害者世帯に係る保育料については、第2階層または第3階層というふうに区分が規定されておまして、それにおいても、98ページですが、現行はそれぞれ3歳未満児の保育料、3歳以上児の保育料という区分に分かれておりますけれども、ここについても、今回新たに2号認定の満3歳以上、3号認定の満3歳未満ということで、それぞれ保育標準時間・保育短時間が追加されたものでございます。

それでは、改正条例のほうの徴収基準額表のほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正によりまして、それぞれ定義のところ、市町村民税の課税額によりまして保育料のほうを徴収するということでもあります。2号認定というのは、保育を必要とする3歳以上児ということで、今回の新制度によりまして保育の必要性の認定ということで、村の保育園の場合は2号認定、3号認定に該当するということが、このようになっております。

保育標準時間・保育短時間という区分が示されておりますが、保育標準時間というのは、保育所で通常預かる時間が標準時間の場合は11時間、短時間の場合は8時間ということになっております。

標準時間の11時間の規定というのが、主にフルパート等8時間勤務相当を対象とする人のことをいっております。この11時間というのは、勤務が大体8時間、休憩が1時間、通勤と送りに約1時間というような区分で11時間が設定されております。保育短時間というのは8時間でございます、主に就労期間が5時間、休憩1時間、あと送り迎えが1時間というような区分で保育短時間というふうに設定されております。この保育標準時間というのは、就労時間が一月おおむね120時間以上を超えるものがこの保育標準時間に該当をしておまして、保育短時間というのは、就労時間が、こちらの場合は、最低が64時間から120時間以内に該当するものがこの区分に該当させております。

保育料は、おおむね保育標準時間に国の指定した割合を掛けた分の率ということで、各階層ごとに若干の減額となっております。

それで、備考欄になりますけれども、今回は3歳以上児については無料ということでございます。これは村内の保育所の利用に限ります。また、同時入所の2人目が未満児の場合は半額、3人以上の場合は無料ということで規定をさせていただくものでございます。

その下でございますけれども、これについては、母子世帯、ひとり親世帯とか在宅障害児がいる世帯については、上記の第2階層、第3階層の区分を適用させていただくということで、第2階層に該当するものについてはゼロ円、第3階層に該当する部分については、ここに掲げてある保育料

より1,000円を減じた額を保育料とするということになります。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第32号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の99ページをごらんいただきたいと思います。

まず、この概要ですけれども、昨年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が制定されまして、これにより介護保険法の一部が改正され、その内容は27年度から順次施行するというもので、主に新しい介護予防・日常生活支援総合事業などの創設やら地域支援事業に関する改正がなされております。

まず、保険料としまして、第4条第1項でございますけれども、ここでは1号被保険者の所得に応じた保険料率を設定しておりますけれども、現行では、4号の3万6,000円というものを基準保険料といたしまして、所得段階に応じて6段階に設定しておりましたけれども、改正では、5号の5万6,400円、これは月額でいくと4,700円になりますけれども、これを基準保険料としまして9段階に見直しをしております。

次の100ページへ参りまして、2項から4項におきましては、新たに設定されました各関連段階、先ほどの所得段階の区分を新たに規定しております。2項のところですがけれども、これは新6段階の対象の被保険者の所得区分の条件でございます。これは、本人が住民税の非課税で、前年度の合計所得額が120万円未満の方ということを規定しております。それから、3項ですがけれども、これは新7段階の方の所得の条件ということで、同じく本人が住民税が非課税で、前年度の合計所得が120万円以上190万未満という規定になっております。それから、同じく4項のほうは新8段階の対象の方の所得の条件ということで、本人が住民税課税で、前年度の合計所得が190万以上290万円未満としております。あと、ここには表示はありませんが、新しい9段階は120万円以上ということの意味しております。

それから101ページのほうですが、第7条で、ここにつきましては、改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置ということでございますが、ここに法第115条の45に規定するというものは地域支援事業のことをいってございまして、今回4項目の新たな事業が位置づけられまして、これを27年度以降実施していくということになっております。

しかし、内容が多彩であり、多様なサービスを充実していくなどの受け皿の準備等がございまして、その準備期間ということで、附則の14条の規定によりまして、条例で定めればその実施を延ばすことができるということでございます。

それで、第1項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、施行を平成27年4月1日とせず、村長が定める日としております。規定では期限は29年度までには行うということでございます。

2項のところは、これは医療と介護の連携を推進する事業というものでございますが、これも実施を27年4月1日とせず、村長が定める日としております。

それから、3項につきましては、高齢者の生活支援・介護予防の充実を促進する事業でございますが、これも同じく27年4月1日とはせず、村長が定める日としております。4項のほうでは、認知症を抱える被保険者に対する総合的な支援を行う事業ということで、これも同じく施行を27年4月1日とせず、村長が定める日ということをやっております。

なお、2項から4項につきましては、期限としましては30年度までとなっております。

次、102ページのほうへ参りまして、附則、施行日としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというので、経過措置としまして、第2条のところ、改正後の東白川村介護保険条例第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるということでございます。介護保険法につきましては以上でございます。

続きまして、議案第33号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

次をめぐっていただきまして、東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条別表手数料の項中（大）155円を（大）80円に、（小）80円を（小）40円に改める。

新旧対照表の103ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、可燃ごみ袋を排出する場合の手数料、いわゆる袋代でございますけれども、従前では大きい大のほうは155円、小さい袋のほうは80円でございますものを、約半額の大が80円、小が40円ということに改正するものでございます。

条文へ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成27年4月1日より施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第34号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年東白川村条例第9号）の

一部を次のように改正する。

第14条第2項「村操法大会訓練を除くその他の訓練」を「訓練」に改める。

新旧対照表の105ページをごらんいただきたいと思います。

第14条、団員が村長または団長から災害または訓練等の職務について出動を命じられたときは、出動1回につき、次の各号に掲げる出動手当を支給する。1. 水火災害並びに年末特別警戒につきましては、現行どおり1回につき1,500円、2号で、村操法大会訓練を除くその他の訓練を1,300円としておったものを、訓練に要件を改めるものでございます。このことにつきましては、国・県を通じまして消防団員の処遇改善について指導を受けておるところで、団員確保に努める手段としまして、今回、操法大会の訓練も出動手当の対象にするというふうに改めさせていただくものでございます。

今年度は、郡連合演習の会場となることで新たに増加する分と、この操法大会訓練が加わりますので、今回条例の改正及びこれに対応した予算のほうを、処遇改善の一助として提案をさせていただくものでございます。

本文へ戻っていただきまして、施行期日につきまして、本条例は平成27年4月1日から施行するものとなります。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

それでは、議案第35号から、こちらの薄い平成27年度東白川村予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、議案第35号 平成27年度東白川村一般会計予算。平成27年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,700万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

次のページへ行っていただきまして、（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

それから、3ページからにつきましては、款のみを朗読させていただきますのでよろしくお願い

します。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税1億9,373万円、第2款地方譲与税2,430万円、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金10万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金2,680万円、7款自動車取得税交付金100万円、8款地方特例交付金50万円、9款地方交付税9億9,500万円、11款分担金及び負担金785万円、12款使用料及び手数料6,346万円、13款国庫支出金1億5,478万円、14款県支出金2億446万円、15款財産収入1,137万円、16款寄附金63万円、17款繰入金2億5,270万円、18款繰越金1億6,781万円、19款諸収入1,941万円、20款村債2億9,250万円、歳入合計が24億1,700万円でございます。

次に、6ページの歳出でございます。

1款議会費4,018万円、2款総務費4億3,395万円、3款民生費4億6,601万円、4款衛生費3億855万円、6款農林水産業費2億5,361万円、7款商工費8,276万円、8款土木費2億5,374万円、9款消防費1億1,957万円、10款教育費1億8,551万円、12款公債費2億7,212万円、14款予備費100万円、歳出合計が24億1,700万円でございます。

次に、8ページの第2表 債務負担行為でございます。事項、それから期間、限度額で読ませていただきます。庁用車の5号車のヴィッツでございます。期間が28年度まで、限度額が5,000円。続きまして、AEDの総合運動場に整備するものでございます、平成28年度から31年度まで27万5,000円、同じくAEDの小学校運動場、28年度から31年度まで27万5,000円、同じく中学校の運動場に整備するもの、28年度から31年度まで27万5,000円でございます。

それから、9ページの第3表の地方債、起債の目的、限度額、それから起債の方法、利率、償還の方法で読み上げさせていただきます。

公共事業等3,860万円、普通貸借、利率が4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

続きまして、自然災害防止事業2,170万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法は同じですので、省略させていただきます。

緊急防災・減災事業2,360万円。

社会福祉施設整備事業2,500万円。

過疎対策事業1億2,360万円。

臨時財政対策事業6,000万円でございます。

続きまして、10ページのほうをお願いします。

議案第36号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億230万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

次の11ページの第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税6,207万円、2款使用料及び手数料2万円、3款国庫支出金8,326万7,000円、4款療養給付費交付金568万円、5款前期高齢者交付金8,999万円、6款県支出金1,901万円、7款共同事業交付金9,064万円、9款繰入金1,986万8,000円、10款繰越金3,118万円、11款諸収入57万5,000円、歳入合計が4億230万円でございます。

次に、13ページの歳出、1款総務費1,211万円、2款保険給付費2億3,255万円、3款後期高齢者支援金等3,791万円、4款前期高齢者納付金等6万円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金1,960万円、7款共同事業拠出金9,065万円、8款保健事業費362万円、10款諸支出金574万円、11款の予備費が5万円、歳出合計が4億230万円でございます。

次に、15ページをお願いします。

議案第37号 平成27年度東白川村介護保険特別会計予算。平成27年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,750万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

16ページの第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1款保険料4,758万4,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金8,708万円、4款支払基金交付金8,417万1,000円、5款県支出金4,365万2,000円、6款繰入金5,241万8,000円、7款繰越金207万9,000円、8款諸収入51万5,000円、歳入合計が3億1,750万円でございます。

次に、18ページの歳出、1款総務費1,334万2,000円、2款保険給付費3億6万円、5款地域支援事業費393万8,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計が3億1,750万円でございます。

次に、20ページでございます。

議案第38号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成27年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,410万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

21ページの第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料4,852万円、2 款繰入金 1 億250万円、3 款繰越金97万2,000円、6 款村債8,500万円、7 款国庫支出金4,257万2,000円、9 款諸収入453万6,000円、歳入合計が2 億8,410万円でございます。

次に、歳出、1 款総務費1,404万円、2 款簡易水道事業費 1 億3,596万4,000円、3 款施設維持管理費2,330万2,000円、4 款公債費 1 億1,059万4,000円、5 款予備費20万円、歳出合計が2 億8,410万円でございます。

次の23ページの第2表 地方債、起債の目的が簡易水道事業、限度額が8,500万円、起債の方法、普通貸借で利率4%以内で、償還の方法につきましては、一般会計と同じですので朗読を省略させていただきます。

次に24ページをお願いします。

議案第39号 平成27年度東白川村下水道特別会計予算。平成27年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,490万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

25ページの第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料722万7,000円、2 款繰入金1,652万8,000円、3 款繰越金114万5,000円、歳入合計が2,490万円でございます。

26ページの歳出、1 款総務費778万9,000円、2 款施設維持管理費774万9,000円、3 款公債費926万2,000円、4 款予備費10万円、歳出合計が2,490万円でございます。

27ページをお願いします。

議案第40号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成27年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2 億5,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款診療収入 1 億5,143万8,000円、2 款使用料及び手数料135万8,000円、5 款繰入金7,183万円、6 款繰越金2,969万8,000円、7 款諸収入537万6,000円でございます。国庫支出金はございません。歳入の合計が2 億5,970万円。

歳出でございます。1 款総務費2,355万円、2 款医業費 2 億2,463万2,000円、4 款公債費1,141万

8,000円、5款予備費10万円、歳出合計が2億5,970万円でございます。

30ページをお願いいたします。

議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,680万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成27年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料1,789万4,000円、2 款使用料及び手数料1万円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金49万1,000円、4 款繰入金1,830万5,000円、6 款繰越金10万円、歳入合計が3,680万円でございます。

次に歳出、1 款総務費112万8,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,485万6,000円、3 款保健事業費52万6,000円、4 款諸支出金19万円、5 款予備費10万円、歳出合計が3,680万円でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。あす5日は全員協議会開催のため、6日は中学校卒業式のため、7日と8日は精読期間のため、5日から8日までの4日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月5日から8日までの4日間、休会することに決定しました。

明日5日の全員協議会は、午後1時から行います。

9日は午前9時30分から全員協議会を午前中を目安に行い、午後から本会議を行いますので、よろしく申し上げます。

本日はこれで延会します。

午前10時48分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

